



Tottori Pref.

東日本大震災にかかる 県・市町村連絡会議

平成23年4月8日(金)10:00~

次第

I あいさつ

II 議事

1 被災地・避難者への支援状況等

- (1) 被災の状況
- (2) 被災地への支援状況と課題

2 東日本大震災による県内経済等への影響について

3 原子力発電所に係る状況

- (1) 福島第一原発の状況
- (2) 県内の環境放射能測定値
- (3) 島根原発に関する対応

4 その他

1 被災地・避難者への支援状況等

(1)被災の状況

●地震・津波の状況

ア 地震

【東日本大震災】マグニチュード8.8から9.0に修正(3月13日12時20分)
(余震)23日17:00現在 M7.0以上の余震3回、M6.0以上の余震59回が発生

イ 津波 (13日17時58分時点)

<警報>なし <注意報>津波注意報は、全て解除。

●新たな被害

ア 人的被害 [警察庁4月7日10:00]

死者:12,596名(岩手県3,687名、宮城県7,680名、福島県1,168名ほか)
行方不明者:14,747名 負傷者:2,863名 避難者:157,895名(福島県26,091名、宮城県58,291名)
※現在も行方不明者多数あり、全容把握に至っていない。

イ 火災 [消防庁4月6日11:00] 355件(うち鎮火354件)

ウ 建物被害[警察庁4月7日10:00] 全壊46,017棟、半壊10,000棟、流失6棟
※津波により水没し壊滅した地域があり、全容把握に至っていない。

エ 公共土木施設被害(国土交通省4月6日10:00)

河川2,469件、海岸16件、ダム6件、砂防78件、道路277件、港湾641件

オ 交通 【鉄道】[国土交通省4月4日10:00] JR東日本管内 東北新幹線及び在来線16路線で運転見合わせ。

その他私鉄等 6社で運転見合わせ

【空港】[国土交通省4月6日10:00] 仙台空港のみ閉鎖(救援機のみ3,000m滑走路を24時間運用中)

【道路】[国土交通省4月4日10:00] 高速道路一部通行止め(常磐道:いわき四倉~常磐富岡)

直轄国道20、補助国道32、地方道241の区間で通行止

カ ライフライン

【停電】[東北電力HP:4月6日16:00] 162,481戸

【東京電力HP:21日21:00】地震による停電はすべて解消

受給逼迫による計画停電の実施14日~(東京電力)、16日~(東北電力)

【通信】通信規制:なし

※昨日の余震に関する被害状況等については調査中

被災地への支援状況と課題

項目	①物的支援
部 局	災害支援対策本部

1 現 状

(1) 県・市町村の備蓄物品等

備蓄物資（毛布、食料、生活物資等）、県調達物資（ティッシュ、歯ブラシ等及び土のう袋）10t トラック 14台分を、宮城県へ搬送。（3月13～26日）

(2) 県民の方から提供された救援物資

3月18～25日まで各総合事務所・市町村で受け付けた救援物資のうち、
10t トラック 7台分を、宮城県へ搬送。（3月22～29日）

【主な物資の受付及び搬送状況】

3月31日現在	受付量	搬出量
救援物資提供者総数：6,670人		
カップ麺	22,795個	22,795個
水(2L)	15,268本	13,730本
粉ミルク	2,037個	2,037個
紙おむつ(幼児用)	4,297袋	3,284袋

(3) 企業等から申し出があった救援物資等

県民の方からの提供の他に、企業等からまとまった量の救援物資の提供があり、このうち一部の物資を自衛隊（美保基地からの航空便）の協力で搬送済み。

【主な物資】

- ・搬送済み物資 : 大豆水煮、水
- ・搬送調整中の物資 : 蓋子、フリーズドライの雑炊、ローヤルゼリーなど

2 課題と対応

○現地の支援ニーズの変化への対応

- ・宮城県から、食料品（手間をかけずに食べられ、日持ちのするもの）以外の支援物資の受入れを一時停止する旨の通知が、4月2日付で発出。岩手県、福島県、茨城県も同様の状況。
- ・一方で、集積センター等に物資は十分あるが、各避難所への配送が十分に行われていないのが現状。道路事情・交通渋滞等により配送に時間を要しているなどの原因が重なっているものと考えられる。（職員応援隊から的情報）
- ・現地のニーズを把握し、速やかに必要な物資を必要としている場所へ送ることが必要。

【対応】 宮城県・石巻市と連携して、本県職員が応援隊として入っている避難所からの物資要望に対して細やかに対応できる運送体制を検討する。

- ・4月6日に派遣する職員災害応援隊にあわせて公用車ライトバンを現地へ派遣し、当面現地に常駐させることとした。
- ・宮城県へ派遣している現地連絡員を通じて、職員災害応援隊からの『現場の声』を把握するとともに、宮城県・石巻市と運送体制について協議中。

災害支援対策にかかる現状と課題

項目	②人的支援
部 局	総務部、福祉保健部

1 現 状

(1) 職員派遣関係

区分	派遣先	派遣人数	派遣期間等	摘要
災害応援隊	宮城県 石巻市	30人 <small>県 15 人 市町村 15 人</small>	3月 22 日～ 2週間交替	14個所の避難所に2 人ずつ配置
保健師	宮城県 石巻市	4人 *	3月 15 日～(厚労省 要請) 1週間交替	活動中の第4班には医師 1が同行
医療救護班 (医師、看護師等)	宮城県	4人	3月 20 日～ 1週間交替	鳥大附属病院、中央病 院、厚生病院の交代制
関西広域連合現地連絡 所連絡調整員	宮城県	4人 *	3月 15 日～ 2週間交替	
放射能環境モニタリング 専門家(衛生技師)	福島県	2人	3月 26 日～(文科省、 福島県要請) 1週間 交替	モニタリング車同行
児童心理司 児童福祉司	宮城県	3人 *	4/4～(厚労省要請) 1週間	

* 派遣人数には運転士を含む。

(2) 災害ボランティア関係

- 鳥取県市民活動・ボランティアセンター（鳥取県社会福祉協議会）で事前登録を受付中
 - ① 被災地災害ボランティア 121人登録（4月 1日 17時現在）
 - ② 県内一時遠隔避難所の生活支援ボランティア 77人登録（4月 1日 17時現在）
- ボランティア事前登録者を「鳥取県災害ボランティア隊」として石巻市へ派遣
(派遣者については、4月 1～2日に募集)
 - ① 活動内容 被災家屋等（石巻商店街）の片付け、清掃、泥だし 等
 - ② 活動期間 4月 5日（火）～9日（土）（実動 4月 6日（水）～8日（金）の3日間）
 - ③ 派遣人員 28人（事前登録者 26人、県社協職員 1人、県職員 1人）

2 課題と対応

(1) 職員派遣関係

- 今後の職員派遣要請（各種専門職、一般行政）への対応
被災県からの要請を受けて、その都度、全国知事会及び関係省庁から職員派遣可能人数の照会及び派遣要請があり、派遣要請の全体像がつかみづらい。
【3／3 1 全国知事会からの宮城県への派遣要請】
(要請内容) 市町で罹災証明発行事務、保健福祉等を行う職員（1ヶ月～2年） 189名
宮城県で保健・福祉の相談業務等に当たる職員（1ヶ月～1年） 59名
→ (回答案)
宮城県からの要請により石巻市の避難所支援に30名派遣中。
新たに県で保健福祉事務所の事務支援等を行う職員3名（1ヶ月～6ヶ月）が派遣可能。
- 避難所運営にかかる市役所との役割分担
避難所の運営における派遣職員の役割が十分整理されていないところがある。

【対応】・全国知事会、関西広域連合及び県内市町村との調整を行う。
・石巻市役所の担当部局及び他の自治体からの派遣職員との連絡調整を行う。

(2) 災害ボランティア関係

- 被災地のボランティアニーズの継続的な把握、発信
- 県内の個人ボランティアへの対応（情報発信などのフォロー）

【対応】
・被災地のニーズの把握方法の確立
(石巻市については、派遣の際に石巻市及び石巻市災害ボランティアセンターで調査予定)
・被災地のボランティア受入状況や、ライフラインの状況を継続して情報発信（県社協）

石巻市への教員派遣について

- 石巻市の小・中学校が4／21から再開の予定
- 再開に向けて、学校では様々な準備が必要
→ 震災で失った指導要録の作成など
- 円滑な再開には、学校現場での人的支援が有効



県教育委員会から指導主事(教員)2名を派遣

- ・派遣期間 4／12～4／27(1名)
4／18～4／27(1名)
- ・職員災害応援隊と一緒に現地入り

被災地への支援状況と課題

項目	③一 1 避難者の個別受入れについて
部局	災害支援対策本部、企画部、生活環境部

1 現状

(1) 個別に避難された方の受入れ状況

20世帯 71人 の方が本県に避難（4月3日15時現在、県で把握できた方）

【内訳】	○県営住宅へ避難 5世帯 24人 宮城県（1世帯7人）、福島県（3世帯11人）、茨城県（1世帯6人）	○親族等の民家等へ避難 15世帯 47人 福島県（10世帯37人）、千葉県（2世帯6人）、岩手県（1世帯2人）、宮城県（2世帯2人）

(2) 個別に避難される方の受入れ体制の状況

①被災者受入支援総合相談窓口

3月18日に設置して以来、4月1日17時現在までの相談件数は延べ66件

②住宅相談窓口

3月18日に設置して以来、4月1日17時現在までの相談件数は延べ30件

③受入れ可能な県内旅館ホテル

鳥取県に避難された方が、県営住宅等に入居されるまでの間の一時的な宿泊が可能な

県内旅館・ホテルの数は、104館 573室（3月30日現在）

④被災者向け住宅戸数の残戸数状況 ※個別に避難されている5世帯分を除いた残戸数

被災者向け住宅戸数 約1100戸 を確保しており、このうち個別避難者用は 約530戸

（内訳：公営住宅・職員住宅127戸、空き家バンク等約400戸）

⑤生活用具の準備

県営住宅、県職員住宅等に入居される被災者の方が支障なく生活ができるよう当面必要となる生活用具、生活用品を準備するため、現在、県民の皆さんから提供可能な生活用具の事前登録を受付け中（3月22日（火）～4月28日（木）：終期を3月31日から延長）

→ 県営住宅だけでなく、市町村営住宅、雇用促進住宅、民間賃貸住宅に入居者にも提供（予定）

【3月30日の登録状況】 93名 441件

（東部41名 109件、中部23名 84件、西部29名 248件）

2 課題と対応

(1) 空き家の活用等、県民と連携した受入れ

県民の方から被災者用に空き家を提供（無償貸与）する申し入れ（4月1日現在15件）があるなど、県民と連携した受け入れ体制の整備が必要

（整理すべき主な項目）空き家の公募、生活用具の準備、避難者とのマッチング

【対応】空き家等を活用した避難者の受入れ体制を市町村と連携して構築する

(2) 避難者受入れに関する国との連携

国においても、県内に存する国所管の施設（宿舎、医療センター、保養所等）や住宅（雇用促進住宅）を独自に活用しようとする動きがあり連携が必要

【対応】国に対して県の避難者受入れに関する取り組みを伝えるなど、情報共有を図りながら、国との連携を図る

（参考）厚労省は原発からの距離に関係なく自主避難者を受入れする方針。本県が県営住宅への被災者受け入れの目安としている基準（住宅の被害もなく原発から30km超）に満たない世帯が、近日中に鳥取市内の雇用促進住宅（県が集団移転用住宅として想定）に入居予定。

被災地への支援状況と課題

項目	③ー2 受入れ避難者に係る支援
部 局	東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所

1 現 状

- 市町村と連携した支援体制を構築し、支援を実施

【総合事務所の取り組みの事例】

- ・総合事務所内での情報共有化を図るとともに、市町教委・市町福祉担当の情報を県民局に集約し関係課にフィードバックするなど、市町と連携した支援体制を構築（東部総合事務所） → 今後、八頭総合事務所管内にも拡大予定
- ・総合事務所内の受け入れ体制を構築するとともに、市町と連携し総合的な支援を行うために「現地支援チーム」を設置（中部総合事務所）
- ・生活相談（医療「病院紹介」、福祉「児童扶養手当」、確定申告等）、支援物資のマッチング（洗濯機、テレビ、電子レンジの提供）、就学支援など、米子市と連携して支援を実施（西部総合事務所）

2 課題と対応

- 避難された方の把握

- ・親戚や知人を頼ってこられた方など、避難された方の把握が不十分

- 避難された方の状況に応じて、さまざまな対応が必要

- ・援護者のいない避難者への対応
- ・地元住民とのコミュニケーション（自治会等への紹介など）

【対応】 ○県・市町村で連携して避難者情報を収集・共有しながら、避難世帯ごとにきめ細やかな支援を実施

《対応の事例》

- ・避難された方に対する継続的な相談体制の構築（東部総合事務所）
- ・支援制度に関する情報の一元化と共有（中部総合事務所）
- ・避難者の（日常生活）の情報把握（西部総合事務所）

○個別対応の積み重ねによる支援ノウハウの蓄積と共有（マニュアルの整備、活用）

被災地への支援状況と課題

項目	③一3 避難者の集団受入れについて
部 局	災害支援対策本部、福祉保健部、生活環境部

1 現 状

(1) 被災者の避難受入れプラン

- 「避難される方に応じた3つのプラン」を3月25日、「就学児童・生徒の就学経費支援、避難者の就業支援プラン」を3月31日に宮城県庁へ提示。
- 宮城県庁では各府県のプランを関係市町村へ送付し、市町村・被災者の方へ避難に関する情報を提示するとともに、アンケートにより避難の意向を確認しているところ。
→《現地の状況：宮城県庁職員から本県現地連絡員が聞き取り》
 - ・全体的な感触としては、仕事や子供の学校の関係から地元で頑張りたいという気持ちが強く、避難するにしても近隣の市町という意向が強い
 - ・漁村地域は地元への愛着が強く、新興住宅地はそうでもない等、地域によっても被災者の考え方方が大きく違うのも実状

(2) 被災者の受入れ体制の状況

①小コミュニティー受入れ型プラン

- 1次施設 ・・・ 10戸程度が一時的に宿泊が可能な県内旅館・ホテルの数は、31館
- 1次施設 ・・・ 県立高校のセミナーハウスの利用

施設名	受入可能人	準備状況
鳥取西高セミナーhaus	26人	・必要となる生活用品等についてリストアップ済み ・受入れ決定後、遅くとも7日以内に開設(セミナーhaus)
倉吉西高セミナーhaus	30人	
米子西高セミナーhaus	26人	
職員住宅独身寮	18人	

- 2次施設 ・・・ 県職員住宅・県営住宅等の利用

対応可能戸数は 860戸 (3月31日現在)

(内訳) 県職員住宅・公営住宅 122戸、雇用促進住宅738戸

②一時遠隔避難所型プラン ・・・ 学校の体育館等の利用

施設名	受入可能人数	準備状況
鳥取商業高校	112人	・必要となる生活用品等についてリストアップ済み ・受入れ決定後、7日程度で開設(鳥取湖陵高校)
鳥取湖陵高校	64人	

③福祉・医療・要援護者受入れ型プラン ・・・ 社会福祉施設等の利用

社会福祉施設等：414人、医療機関：約220人(入院：約150人、通院：約70人)

(3) 雇用の受け皿の状況 ※個別受入れの避難者の方にも適用

- 本県に避難される方が安心して生活していただけるよう「鳥取型雇用の受け皿プラン」により支援
 - ①県の非常勤職員として雇用
 - ②県・市町村の非常勤職員として雇用
 - ③県内の農業法人等で職員として雇用
 - ④県とハローワークが連携した避難者就業支援

2 課題と対応

(1) 避難所開設に必要な物資の調達

- ・全国的に需要が高くなっている避難所開設に必要な物品について、早期の納品が望めない事態が想定

【対応】 避難所開設に必要な物資の備蓄を再確認するとともに、避難所開設に必要な最低限の物資を短期間で調達できるようにあらかじめ納品業者に要請

(2) 避難所の管理運営体制

- ・避難者の健康状態や障がいに応じたケア
- ・避難者の自立を支援するため、避難者による自主的な避難所運営を推進
- ・復旧状況等の被災地情報の提供

【対応】 ・避難者名簿の事前入手による適切な避難所の割り振り及びケア体制の整備
・避難所の自治運営組織の編成に向け、開設後の段階に応じた避難所運営に携わる自治体職員からの働きかけ
・被災地の新聞や市町村からの情報の掲示、被災地の市町村職員の定期的な本県への訪問

被災地への支援状況と課題

項目	④避難児童・生徒の受け入れ支援
部局	教育委員会

1 現状

(1) 被災地から避難してきた児童・生徒の入学・転入学・編入学の対応

○高校生：転居先が決定した後、県教育委員会が本人や保護者等との面談を行い、受け入れ校を決定

○小・中学生：転居先が決定した後、転居先の市町村教育委員会が受け入れ校を決定

【入学決定者の人数（4月5日現在）】

15人（内訳：小学校8人、中学校2人、高等学校5人）

(2) 入学等をした児童・生徒の教科書・学用品・通学用品

①県立高等学校・県立特別支援学校の高等部

区分	対応方針
教科書・副読本・その他の教材	○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付
制服・体操服・上履きなど各学校で揃える物	○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付 ○他の生徒と異なる物でも可（各学校に柔軟な対応をするよう周知徹底）
その他の学用品・通学用品（カバン・自転車・傘など）	○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付 ○足らない場合は生活福祉資金等で対応

②県立特別支援学校の小学部・中学部

区分	対応方針
教科書	○無償給与
副読本・その他の教材	○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付
制服・体操服・上履きなど各学校で揃える物	○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付 ○他の児童・生徒と異なる物でも可（各学校に柔軟な対応をするよう周知徹底）
その他の学用品・通学用品（カバン・自転車・傘など）	○卒業生や在校生等から使用しなくなったものの提供を受け、各学校で保管・配付 ○足らない場合は生活福祉資金等で対応

③市町村立小学校・中学校・特別支援学校

市町村教育委員会に対し、「県立特別支援学校の小学部・中学部」と同様の対応を依頼

(3) 被災して保護者を亡くすなどした児童・生徒への支援

本県内に避難し、本県内の学校等に入学・転入学・編入学する児童・生徒に対して、入学支度金を支給する制度を創設

【支給額】

小学校、中学校、特別支援学校（小学部・中学部）	1人当たり 10万円
高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校 専修学校（高等課程）	1人当たり 20万円

2 課題と対応

受け入れる児童・生徒については、一人一人の状況が異なることから、ケース・バイ・ケースの適切な対応が必要

東日本大震災にかかる県内企業影響調査 (H23.4.4)

[商工労働省・経済通商省]

総 括

- 〔調査期間〕 4月4日 〔調査方法〕 電話によるサンプル調査
〔調査対象〕 主に従業員規模100人以上の製造業、非製造業 113社
〔回答数〕 102社 (今後の懸念も含め「影響あり」と回答のあった事業者: 79社)

- 製造業では、自動車関連部品の受注がなく、稼働率6割減の電気機械製造業者がある。また、部材調達が困難な状況が生じており、現在、在庫部材により操業中の事業者にあっても、今後（5月以降）の部材調達の状況によっては、生産調整が生じる可能性がある。（←現在は、多くの企業で、在庫部材により通常稼働中。）
- 製造業では、生産調整による一時帰休を実施及び今後、実施の可能性がある事業者からは、雇用調整助成金の要件緩和による早期支給等を望む声がある。
- スーパーでは、一部の商品入荷（ヨーグルト、納豆、電池等）が激減（8～9割減）。
- 輸出品目に関する放射能検査が強化される動きがあり、事業者負担の増が発生する見込み。

主な現場の声

《製造業》

- ・自動車関連部品の受注がなく、40%稼動。中国工場は一ヶ月間ストップ。(電気機械)
- ・カーナビ部材の入荷がなく、65%稼働。既に一時帰休も開始。雇用調整助成金を申請中。(電気機械)
- ・仙台にある鋼材部品の納期遅延(半年先)により50%稼動。燃料等 高騰懸念。(電気機械)
- ・携帯電話部品の受注がストップし、3月下旬以降生産調整中で80%稼動。人材派遣のキャンセル発生。(電気機械)
- ・在庫部材等で通常生産中だが、今後(5月以降)の部材調達難及びコスト高が懸念され、一時帰休の可能性も否定できない。(電気機械・ゴム製品・繊維)
- ・受注減が発生(発注は、通常数ヶ月単位が1週間単位に短縮)し、70%稼動。雇用調整助成金の要件緩和等による早期支給を望む。(鉄鋼)
- ・食品は供給不足のため、受注増が発生し、120%稼動。(食品)

《卸・小売業等》

- ・建築資材仕入れ関係で、需給の状況が把握できず、混乱。過剰在庫を抱えないよう正確な情報が欲しい。(建築資材卸)
- ・一部商品(ヨーグルト、納豆、ラップ、水等)は、通常の2割入荷。青果、卵の仕入れ価格増。(小売・スーパー)
- ・ガソリン・軽油の仕入れは順調。入荷が少ない重油、灯油は混乱が生じないよう調整して供給中。(給油所)
- ・取引先が関東中心のため、稼動停止状態で雇用維持が難しい。雇用調整助成金の要件緩和を望む。(コールセンター)

《運輸・建設業》

- ・放射能関係の検査で、食品以外の検査も必要となる動きあり。これに伴い事業者負担増が発生する見込。(運輸業)
- ・建築資材の入荷遅れや価格上昇。工期内完成に支障の恐れ。公共事業減に懸念。(建設業)

東日本大震災にかかる中小企業等支援対策

[商工労働部 経済通商総室]

現状

- 3月11日に発生した東日本大震災の影響は、被災地域の事業者の操業停止や生産縮小に留まらず、他の地域においても製造業を中心に、その影響は徐々に拡大。
- さらに、燃料高騰や貨物ルートの混乱による運送業への影響、国内外からの観光客の減少とともに観光関連産業への影響など、県内中小企業等の経営環境の悪化が懸念。



企業自立サポート融資に「東北地方太平洋沖地震対策枠」を新設

■取引安定化対策資金（※）の「地震対策枠」新設

取扱開始
3月25日（金）～

《対象者要件（A）》

- ・被災地の事業者と直接又は間接的取引（原材料等仕入れを含む）の規模が20%以上で、発災後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比べ10%以上減少し、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上が前年同月比10%以上減少見込。

《貸付限度額》 運転資金・設備資金として1億円（運転資金のみは5千万円）

《融資利率》 年1.43%（変動金利） 《融資枠》 10億円

■企業資金繰り対策特別融資に「地震対策枠」新設

《対象資金》 小口融資、小規模融資、経営安定借換、旧制度融資借換

《借換2資金の対象要件の追加》

- ・被災地域の事業者と直接又は間接取引（原材料等仕入れを含む）の規模が20%以上で、発災後、最近1か月間の売上高等が前年同月比減少。

《特に大きな影響を受けている者の特別利率適用要件の追加》 → 要件は（A）と同じ

（特別利率）保証付き：1.43%、保証なし：1.68%

（参考）国のセーフティネット保証5号対象業種（業況悪化業種）の「全業種対象」継続（9/30まで）

◆地震の影響を受けた事業者においても、経営活力強化資金により全業種100%保証により資金調達が可能。

《対象者要件》 最近3ヶ月の売上高等が対前年5%以上減少した中小企業者

《限度額》 8千万円 《期間》 10年以内（うち据置3年以内） 《利率》 1.43%

資金調達の円滑化に向けた金融機関及び商工団体等に対する配慮要請

■要請日 4月5日（火）

■要請先 金融機関13機関、商工団体6機関

■要請内容 震災の影響による県内中小企業等の厳しい経営環境を御理解の上、資金需要に対する迅速な対応、既往債務に対する個別実情に応じた柔軟な対応等、十分な配慮と取組。

今後の対応（検討中）

●国要望項目

- ①雇用調整助成金の早期支給のための要件緩和
- ②被災者受入地域における雇用基金の要件緩和（一国において緩和の動きあり）
- ③「生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」に定める指定物資への住宅建材等の指定による円滑な調達の確保

●県の対応案

- ①部品調達等相談窓口の設置 ※設置場所：（財）鳥取県産業振興機構内（相談窓口の名称・内容は検討中）
- ②輸出品目に関する放射能検査における事業者負担に対する支援

東北地方太平洋沖地震に伴う県内交通機関への影響について

平成23年4月8日
交通政策課

1 鉄道関係

(1) 車両保守部品不足による伯備線等電車の編成両数の削減

東北地方太平洋沖地震により運転に必要な車両保守部品を製作するメーカーの生産設備が被災していることなどにより、車両保守部品の調達の見通しが立たないことから、4月2日より列車編成両数の削減、時刻の変更が行われていたが、4月8日（金）の始発列車から通常の編成両数、時刻での運転を再開。

(2) 主な特急列車の利用状況

①「スーパーはくと」、「スーパーいなば」

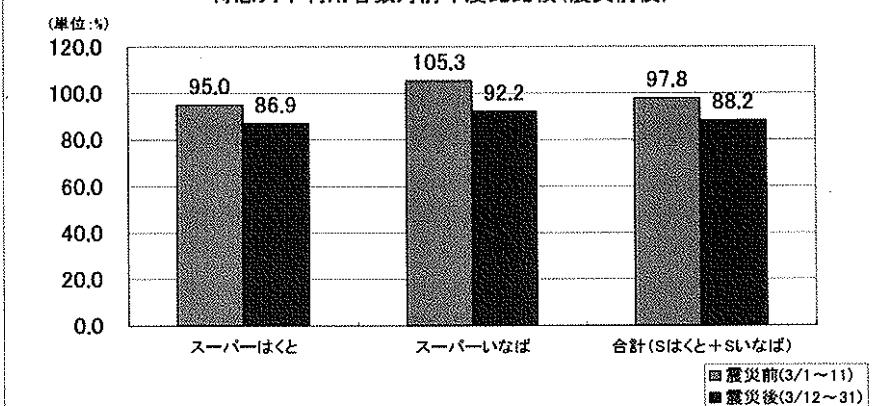
震災発生以前（3／1～11）は、対前年100%程度で推移していた利用状況が、震災発生以降10%程度落ち込み、対前年90%程度となっている。

3月の特急列車(スーパーはくと、スーパーいなば)利用状況

(単位:人)

区分	スーパーはくと		スーパーいなば		合計	
	震災前 (3/1~11)	震災後 (3/12~31)	震災前 (3/1~11)	震災後 (3/12~31)	震災前 (3/1~11)	震災後 (3/12~31)
一日あたり利用者数	1,621.9	1,853.8	653.5	674.2	2,275.4	2,528.0
前年(H22)同期 一日あたり利用者数	1,707.3	2,133.6	688.1	729.6	2,395.4	2,863.2
差引	△ 85.4	△ 279.8	34.6	△ 55.4	△ 50.8	△ 335.2
対前年比	95.0%	86.9%	105.3%	92.2%	97.8%	88.2%

特急列車利用者数対前年度比比較(震災前後)



2 バス関係

高速バス「鳥取・倉吉・米子-東京線」の平成23年3月分の利用者数は、前年比で63.5%と減少している。

区分	H23.3	H22.3	前年比
鳥取・倉吉	2,045	3,034	△△△△△
米子	1,266	2,181	△△△△△
合計	3,311	5,215	63.5%

3 航空関係

(1) 鳥取一東京便搭乗率

平成23年3月の平均搭乗率は51%（前年67.7%）であり、対前年比で16.7ポイントと減少。

3月11日以降の3月の状況では、鳥取発の搭乗率が前年同期の69.9%から45.3%に、東京発の搭乗率が前年同期の69.8%から50.9%に減少、特に鳥取発1便（292便）では前年同期の63.5%から25.1%に、東京発4便（299便）が前年同期の80.6%から44.6%に大きく減少している。これは東京へのビジネス出張利用の減少が影響しているものと推測される。

H23.3 搭乗者数19,606人（26,372人） 搭乗率51.0（67.7%） 対前年比△16.7ポイント

(2) 米子一東京便搭乗率

平成23年3月の平均搭乗率は51.5%（前年67.9%）であり、対前年比で16.4ポイントと減少。

3月11日以降の3月の状況では、米子発の搭乗率が前年同期の70.9%から46.0%に、東京発の搭乗率が前年同期の71.4%から50.7%に減少、米子発1便（812便）は前年同期の68.1%から25.4%に、同2便（814便）が前年同期の61.5%から39.0%、東京発4便（817便）が前年同期の70.1%から52.0%、同5便（819便）が前年同期の74.1%から34.1%と特に減少が大きく、こちらも、東京へのビジネス出張利用の減少が大きく影響している。

H23.3 搭乗者数26,305人（34,886人） 搭乗率51.5%（67.9%） 対前年比△16.4ポイント

(3) 米子一ソウル便搭乗率

平成23年3月の平均搭乗率は42.7%（前年75.8%）であり、対前年比で33.1ポイントと大幅に減少。

3月11日以降の3月の状況では、米子発の搭乗率が前年同期の77.5%から42.4%に、ソウル発の搭乗率が前年同期の81.6%から38.1%に半減している。

H23.3 搭乗者数1,688人（3,405人） 搭乗率42.7%（75.8%） 対前年比△33.1ポイント

4 環日本海貨客船航路（D B S航路）

平成23年3月の境港～東海の旅客数は、前月2月に比べ74.5%減少した。また、前年同月に対しては、38.2%減少した。

旅客数 (人)	2月		3月		旅客数の比較
	旅客数	1便当たり	旅客数	1便当たり	
H22	1,747	146	958	68	対前月25.5%
H23	2,322	290	592	74	対前年61.8%

東北地方太平洋沖地震に係る県内への影響及び今後の対策(案)

平成23年4月5日
観光政策課

1 旅館関係 (鳥取県ホテル旅館生活衛生同業組合調べ(3/25現在))

* 同組合加盟旅館139施設中71施設から回答

・3/11~21(3連休)までのキャンセル数	4,924人
・3/22以降のキャンセル(連絡があったもの)見込み	6,295人
計	11,219人

2 観光施設関係 (主要観光施設等23地点の状況)

* 調査期間: 3/11~21(3連休)

・東部エリア(鳥取砂丘等9地点)

50,996人 (前年比: △11,805人 81.2%)

・中部エリア(赤瓦等7地点)

18,367人 (前年比: △ 3,775人 83.0%)

・西部エリア(水木しげるロード等7地点)

113,083人 (前年比: +26,122人 130.0%) * 水木しげるロードは+50%

計 182,446人 (前年比: +10,542人 106.1%)

3 今後の対応案

(1)宿泊サイトと連携した展開

情報展開が早く、かつ旅館・ホテルに対して直接誘客につながるWEB宿泊サイトを利用して観光情報発信

(2)雑誌メディアおよびマスコミキャラバンによる鳥取県観光PR

「温泉」「健康」などを、癒しやリフレッシュをテーマとして、鳥取県観光PRに結びつくような専門誌とのタイアップ企画を積極的に推進

(3)体験型教育旅行の誘致活動強化

震災の影響による、関東方面以東への教育旅行について、行き先の変更等が生じていることから、同旅行の県内誘致活動を強化

(4)旅行会社と連携した県内への誘客促進

鳥取県へ観光客を送客するため、旅行商品企画・販売に対する要請・支援等

3 原子力発電所に係る状況

(1) 福島第一原子力発電所の現状(4月7日 13:00現在)

■ 1号機 ⇒ 使用済燃料プール及び炉心への淡水注入を継続

- ・3月11日 原子炉停止→全交流電源喪失→非常用炉心冷却装置注水不能
- ・12日 建屋内で水素爆発
- ・4月 7日 原子炉格納容器内に水素ガスが蓄積している可能性があり、窒素封入を実施

■ 2号機 ⇒ 使用済燃料プール及び炉心への淡水注入を継続

- ・3月11日 原子炉停止→全交流電源喪失→非常用炉心冷却装置注水不能
→原子炉冷却機能喪失(14日)
- ・15日 圧力抑制室付近で爆発し格納容器一部破損の疑い。
- ・4月2日～2号機取水口付近のピットから高濃度汚染水が海へ流出。→4月6日流出が止まったことを確認。

■ 3号機 ⇒ 使用済燃料プール及び炉心への淡水注入を継続

- ・3月11日 原子炉停止 → 全交流電源喪失→非常用炉心冷却装置注水不能(13日)
- ・14日 建屋内で水素爆発
- ・29日～ コンクリートポンプ車による放水(淡水)

■ 4号機 ⇒ 原子炉圧力容器に燃料体がない。使用済燃料プールへの淡水注入を継続

- ・原子炉は定期検査で停止中
- ・15日 建屋で爆発、出火→自然鎮火
- ・30日～ コンクリートポンプ車による放水(淡水)

■ 5、6号機 ⇒ 温度が下がり安定した状態(冷温停止)

- ・使用済燃料プールの水温が上昇傾向
- ・19日 6号機の非常用ディーゼル発電機が起動→5号機、6号機外部からの送電可能→冷却浄化系ポンプで核燃料プールを冷却
- ・20日 原子炉冷温停止(温度が下がり安定した状態)となる。

○福島第一発電所から半径20km圏内の避難指示(3月12日)、半径20km～30km圏内の屋内退避指示(3月15日)、自主避難の促進

○高濃度の放射能汚染水の貯蔵先を確保するなどのため、低濃度汚染水約1.15万トンを海に放出(4月4日から)

○4月7日23:32の余震(宮城県震度6強)による原子炉設備や注水作業に異常は確認されていない。モニタリングポストの値も目立った変化なし。

福島県への支援状況

文部科学大臣の要請を受け、福島県への環境モニタリング専門家等の派遣を以下のとおり行っている。

1 人員派遣

■ 第1陣

【派遣期間】 3月27日～4月1日(実働期間)

【派遣人数】 2名

【活動内容】○モニタリング班

モニタリング車などに乗車して、所定のコースを巡回し現場測定や土・草などの試料採取
○分析班

モニタリング班が収集した試料の放射能等の分析

■ 第2陣 4月 9日～15日(実働期間) 2名

■ 第3陣 4月16日～22日 2名

■ 第4陣 4月23日～29日 2名

2 器材等

環境モニタリングに使用するモニタリング車(1台)(防災局所管)

3 支援物資

環境モニタリングに使用する以下の消耗品を提供。(防災局所管)

・綿くつ下(170足)

・綿手袋(456組)

・チオテック手袋(463組)

・吸収缶(マスクのフィルター)(40コ)

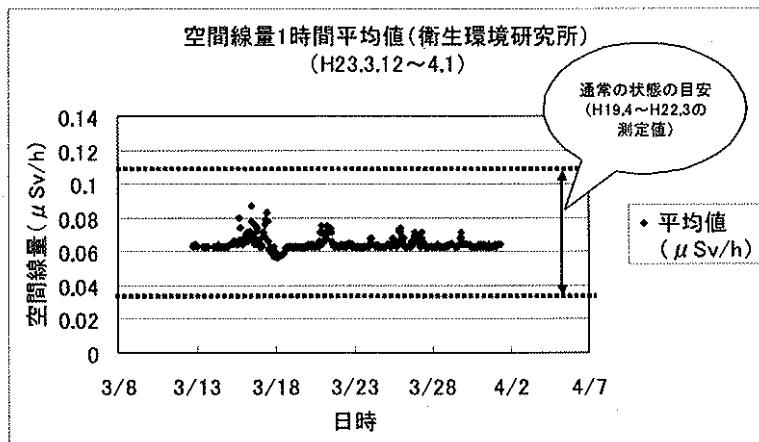
4 連絡窓口 福島県原子力災害対策本部 放射線班



(2) 県内の環境放射能測定値

- ・ 県内の環境放射線量は、現在のところ大きな変動はない。
- ・ 平成23年3月18日より毎日「降下物」(降水や降下してくる塵)、「上水」(蛇口水)の測定を行っているが、現在までのところ人工放射性核種(原子力発電や核実験などで生成される物質)は検出されていない。

測定場所: 東伯郡湯梨浜町南谷(衛生環境研究所)



※放射線量について
一般公衆の平常時の線量限度は、 $1,000 \mu\text{Sv}/\text{年}$ と定められている。
湯梨浜町(衛生環境研究所)の測定値($\approx 0.06 \mu\text{Sv}/\text{h}$)が年間続くとすると次式により、年間 $500 \mu\text{Sv}$ 強となる。
 $0.06 \mu\text{Sv}/\text{h} \times 24\text{時間} \times 365\text{日} = 525.6 \mu\text{Sv}/\text{年}$
なお、放射線従事者の線量限度は $100,000 \mu\text{Sv}/5\text{年}$ 、 $50,000 \mu\text{Sv}/\text{年}$ となっている。

(3) 島根原発に関する対応

1 中国電力への申し入れ

[申入先] 中国電力株式会社 山下取締役社長 (※鳥取支社を通じて文書により申し入れ)

[申入日] 3月14日(月)

[内 容]

福島第一原発と同型の原子炉が設置されている島根原発の安全対策等について

○福島原発事故原因等を踏まえた点検の実施

○安全確保のための必要な対策の実施

【中国電力の対応】

1、2号機の津波対策を一部実施・公表 (1号機:3月17日、1、2号機:24日)

○早急に実施する対策(実施済みを含む)

・使用済燃料プールへの代替注水手段の確保(実施済み)

・原子炉補機海水系ポンプ用予備電動機、高圧発電機車の確保

・原子炉建物及びタービン建物の扉の水密性確保による浸水防止対策 など

○現在検討中の主な対策

・高台(40m級)への緊急用発電機の追加設置

・津波被害を想定した訓練の実施 ⇒ (4月7日に社内訓練)

2 国への要望

〔要望先〕 内閣総理大臣、経済産業大臣あて（東京本部から要望書提出）

〔要望日〕 3月15日

〔内 容〕

○福島原子力発電所の事故への適切な対応

福島第一原子力発電所の事故について、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）として、全力を挙げて適切な対策を講じ、早急に地域住民の安全の確保と不安解消を図ること。

○島根原子力発電所の点検等に関する指導等

福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、直ちに施設の安全性を点検し、必要な安全対策を実施するよう、国において中国電力株式会社へ厳正な指導等を行い、その状況について当県民にも情報提供すること。

○島根原子力発電所のEPZの拡大等

県民の安全を確保するため、島根原子力発電所のEPZの範囲を速やかに拡大するとともに、本県を同発電所に係る関係隣接県として取り扱い、十分な安全対策、情報提供等が行われるようにすること。

3 その他

(1) 島根県等との協調行動

■島根原発周辺市町防災担当部長会議

1 日 時 3月25日 16:00

2 場 所 島根県庁講堂

3 出席団体 [島根原発から30km圏内の自治体]

島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲町、斐伊川町

鳥取県、米子市、境港市

4 内 容 ①福島第一原発の現状、②島根原発の当面の津波対策、③環境放射線の監視状況の情報共有等
→今後、両県、関係市町と情報交換・共同しながら国等への対応をしていくことを確認

(2) 関西広域連合の動き

■関西広域連合委員会

1 日 時 3月29日 16:30

2 場 所 兵庫県災害対策センター

3 出席者 井戸兵庫県知事(広域連合長)、仁坂和歌山県知事(副広域連合長)、嘉田滋賀県知事、橋下大阪府知事、藤井鳥取県副知事、里見徳島県副知事

4 内 容 ・東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案を決定
→原子力発電所の安全確保(EPZ、関係隣接都道府県の取り扱いの拡大)等

■国に対する緊急提案活動

○日 時 4月4日 夕方

→3月29日の関西広域連合委員会で採択された緊急提案について、兵庫県東京事務所により、関係府省等に対する提案活動を開始。

○日 時 4月6日 午前

→鳥取県においては、東京本部が本県選出国会議員へ情報提供

■電力事業者に対する原子力発電等に関する緊急申し入れ(予定)

1 日 時 4月8日

2 申入先 関西電力、中国電力、四国電力

3 内 容 原子力発電所の一層の安全確保対策、原子力災害対策のための体制整備等について、緊急申し入れを行い意見交換を実施する予定

4 井戸兵庫県知事(広域連合長)、嘉田滋賀県知事、山田京都府知事ほかが申入書を各電力会社に手渡す

平成 23 年 4 月 日

岩手県、宮城県、福島県災害対策本部事務局長様

関西広域連合広域防災局長
(兵庫県防災監)

平成 23 年東日本大震災に係る被災地外の
被災者登録制度についての協力のお願い

この度の東日本大震災で犠牲となられた皆様に対し、心から哀悼の意を表すとともに、今なお行方不明となられている方々の所在が一日も早く確認されますことをお祈りします。

さて、阪神・淡路大震災において、多くの兵庫県民が全国各地に避難し、その実態が把握できず、必要な情報等が行き渡らなかった経験を踏まえ、関西広域連合では、3月 29 日開催の第 5 回関西広域連合委員会において、関西に避難している被災者を登録し、必要な情報の提供等を行う「被災地外の被災者登録制度」の実施について全員一致で合意されました。

この事業は、関西に避難して来られた被災者を関西広域連合構成府県内の市町村が把握し、生活に必要な情報を提供するとともに、収集した被災者情報を関西広域連合の各構成府県がとりまとめ、被災県に送り、更に被災県から被災者が住居していた市町村に送付して、元の被災県又は被災市町村から被災者に適時必要な情報提供等を行うというものです。

つきましては、遠隔地に避難された被災者に各種情報を提供いただきますようお願いします。また、貴県内市町村にも協力を呼びかけていただきますようお願いします。

なお、ご参考までに当該事業の概要（兵庫県の例）を別添します。

問い合わせ・連絡先
関西広域連合広域防災局
(避難者受入グループ)
Tel 078-362-9818
Fax 078-362-4459

兵庫県内受入被災者の登録制度について

1 目的

阪神・淡路大震災の際、多くの県民が全国各地に避難したが、その実態を把握できなかつた経験を踏まえ、県内に避難された被災者の把握に努め、地元自治体へ受入被災者の情報提供を行うことにより、被災時に居住していた自治体における生活再建資金の支給をはじめ、義援金の配分、応急仮設住宅の提供など支援情報や、地元の復旧・復興の状況などの情報を提供する。

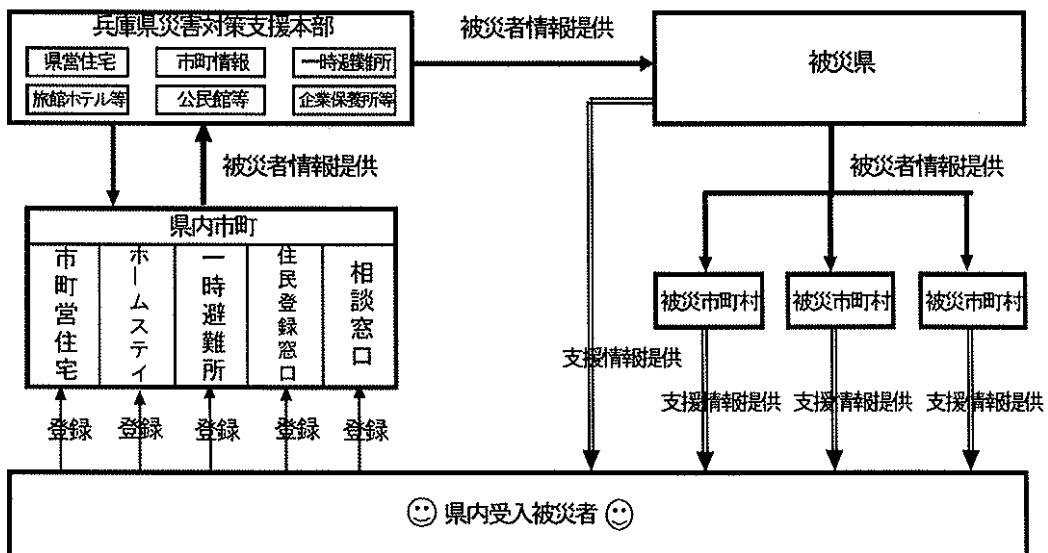
2 事業の概要

- 県内市町に登録を行う相談窓口を設け、県内に避難してきた被災者を市町が登録し、それを兵庫県が集約の上、被災元の地方公共団体に情報提供を行い、被災地元の県又は市町から被災者へ生活再建支援に係る情報を提供する。
- また、市町の相談窓口では、公営住宅等の住宅相談をはじめ、健康相談、就学相談、就業相談、生活資金などの生活再建支援のワンストップサービスを行う。
- ※ 神戸市では、既に同様の取り組みを実施中です。

3 県内受入被災者の情報収集及び提供手順

- ① 県内各市町に被災者のための相談窓口を設置する。
- ② 県内市町は、地域内に避難してきた被災者を登録し、生活情報等の提供を行う。
 - ・市町営住宅へ受け入れた被災者（県営住宅受入れは兵庫県から情報提供する。）
 - ・ホームステイを市町が斡旋した被災者
 - ・地域内の一時避難所に受入れた被災者
 - ・住民登録窓口で被災地からの転入しようとする者
 - ・被災者相談窓口に申し出のあった被災者
- ③ 兵庫県は、各市町の県内受入れ被災者集約し、被災各県に情報を提供する。
- ④ 情報提供を受けた被災県は、被災者が元居住していいた市町村に情報提供する。
- ⑤ 元の被災県又は市町村は、適時、被災者に対し、直接支援情報を提供する。

【イメージ図】



事務連絡
平成23年4月6日

各都道府県・指定都市避難者受入れ担当課

御中

各都道府県市町村担当課

総務省地域力創造グループ地域政策課

「福島県双葉郡支援センター」（コールセンター）の設置に関する
周知広報について（協力依頼）

各地方公共団体におかれましては、職員の派遣、物資の提供や被災住民の受入れ等、東日本大震災の被災地支援にご尽力いただき、感謝申し上げます。

本日、福島県において、別紙のとおり、「福島県双葉郡支援センター」（コールセンター）が設置されました。福島原発事故に伴う避難指示により役場を区域外に移転している町村においては、避難者が役場と連絡をとりにくくなっているところであり、このコールセンターは、これら8町村からの避難者の所在を確認するために設置されたものです。

避難者の所在確認は、市町村から住民に、り災・被災証明、国民健康保険や義援金の支払いに関する手続きなどの情報を提供するために必要であり、これをできる限り早期に行なうことが重要と考えております。

このため、政府においても、このコールセンターについて、総務省ホームページに掲載するとともに、官邸ホームページの「災害対応ページ」やラジオ番組（「震災情報官邸発」）等を活用して、幅広く広報することとしております。

つきましては、貴団体におかれましては、別紙チラシを住民向け窓口や避難者受入れ施設へ掲示するとともに、当該施設や関係会議において配布するほか、別紙の内容についてホームページや広報誌、広報番組等によりご紹介いただくなど、幅広い周知について協力をお願いいたします。

あわせて、都道府県市町村担当課におかれましては、管内市町村への協力要請をお願いいたします。

総務省地域力創造グループ地域政策課
担当：早川、池田
TEL：03-5253-5523
FAX：03-5253-5587

福島県からのお知らせ

～避難している皆さまへ～

福島県では、被災され避難している皆さまに、避難の前にお住まいになっていた市町村へ、現在の所在地、連絡先などを、お知らせいただくようお願いしています。

連絡がお済みでない方は、お早めにご連絡ください。

なお、福島県双葉郡にお住まいになっていた皆さまは、

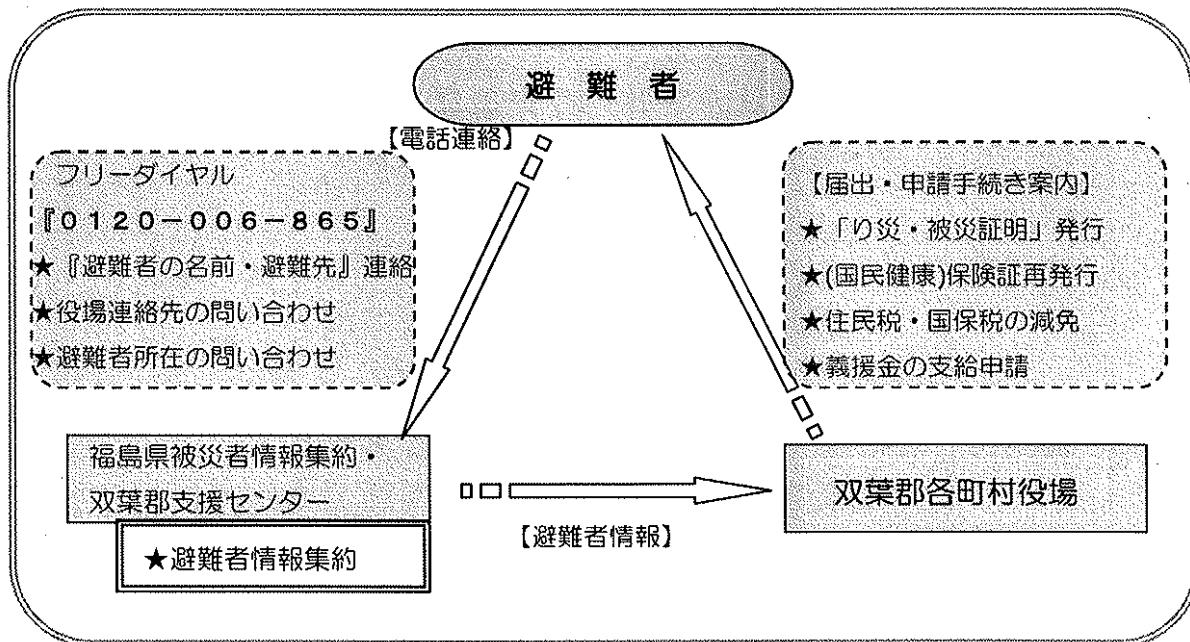
『福島県双葉郡支援センター』へ、至急、ご連絡をお願いします。

双葉郡支援センター 【受付 月曜～日曜 朝8時～夜10時】

フリーダイヤル 0120-006-865

※平成23年4月6日開設

連絡のあった方には、お住まいになっていた町村から、「り災・被災証明」や「国民健康保険証」、「義援金の支払い」などの手続きについて連絡があります。



※ 避難者入居者情報センターの業務については、双葉郡支援センターが引き継ぎます。

(平成23年4月6日時点)

◆ ◆ ◆ 双葉郡各町村連絡先 ◆ ◆ ◆

○ 広野町 0247-72-6246、6213

【小野町／小野町民体育館】

○ 檜葉町 0242-56-2155、2156

【会津美里町／会津美里町本郷庁舎内】

○ 富岡町 024-946-3376、8813

【郡山市／ビッグパレットふくしま】

○ 川内村 024-946-3375、8828

【郡山市／ビッグパレットふくしま】

○ 大熊町 0242-26-3844

【会津若松市／旧会津学鳳高校】

○ 双葉町 0480-73-6880

【埼玉県加須市／旧騎西高校】

○ 浪江町 0243-46-4731～4739

【二本松市／二本松市東和支所内】

○ 葛尾村 0242-83-2651、2653

【会津坂下町／会津坂下町川西公民館内】